

令和3年9月10日

公立小中学校保護者のみなさまへ

泉佐野市教育委員会

児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応の変更について (お知らせ)

平素は、本市の教育にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、緊急事態宣言下、依然として厳しい状況にある新型コロナウイルス感染症に関し、市内小中学校におきましては、引き続き感染予防に全力で取り組んでおります。

標記につきましては、国のガイドラインに則り、子どもたちの安全を確保することはもとより、できる限り教育活動に支障をきたさないためにも、より実情に即して対応できるよう、下記のとおり進めてまいりますので、今一度ご確認いただき、ご協力をお願いします。

また、感染拡大防止のために、ご家庭での感染症対策の徹底もお願いします。

なお、本市では、感染拡大防止策として、症状のない市民が無料で検査を受けることのできる「大阪 PCR 検査センター泉佐野」をりんくうタウン駅ビル内に設置しています。さらに、家庭内感染拡大予防のための、自宅療養者と同居する方を一時的に市内の特定の宿泊施設に宿泊することを支援する事業も行っています。詳しくは、市報や市ホームページでご確認ください。

記

【 出席停止の措置及び臨時休業の判断について 】

●臨時休業の範囲や条件●

学校において感染者が発生した場合、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断します。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間を考慮し、学校の臨時休業の可否を検討します。

次に、学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討します。

≪ 1. 学級閉鎖 ≫

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

- ①同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者で必要と判断した場合（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

○学級閉鎖の期間としては、原則5日を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断します。

≪ 2. 学年閉鎖 ≫

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

≪ 3. 学校全体の臨時休業 ≫

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

◇ 状況により、期間を延長または短縮することがあります。

◇ 判明の時間帯により、通常授業途中での下校となる場合や、当日の朝に急きょ臨時休業となる場合があります。

●留守家庭児童会（小学校）について●

≪ 1. 学級閉鎖 ≫

○開設しますが、学級閉鎖の当該学級児童は参加できません。

≪ 2. 学年閉鎖 ≫

○開設しますが、学年閉鎖の当該学年児童は参加できません。

≪ 3. 学校全体の臨時休業 ≫

○休会します。

【 お願い 】

学校は、感染者が確認された場合、保健所の指示のもと、濃厚接触者の特定や学校施設の消毒等、迅速な対応が必要となります。

◇ 次の①②の場合は、必ず学校へ連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。

①お子さまの感染が判明または濃厚接触者と認定された場合（保健所の指示に従ってください）

*保健所から連絡があった際には、受検までの経緯や検査結果の判明日時等の調査へのご協力をお願いします。

②お子さまの同居家族がPCR検査を受検することとなった場合

*勤務先での定期受検や手術前の受検等は除きます。その他、様々なケースがございますので、ご心配やご不明な点等がございましたら、学校へお問い合わせください。

*お子さまの同居家族のみなさまにも健康管理にはご留意いただき、同居家族のみなさまの体調が普段と異なる場合には、お子さまの登校を控えていただくなどの対応に、ご理解とご協力をお願いします。

◇ **結果が判明次第、速やかに学校へ報告くださいますようお願いいたします。**

◇ 臨時休業期間中、お子さまの外出は控えていただきますようお願いいたします。

◇ お子さまが濃厚接触者と特定された場合は、引き続き出席停止となります。

◇ 保健所の判断により「濃厚接触者」と特定されない場合でも、「接触者」としてPCR検査受検を勧奨される場合があります。

なお、濃厚接触者等に該当する方への連絡を実施するにあたり、保健所から学校に対して、対象者の連絡先などの個人情報をご提供いただく場合がございます。その際は、大阪府個人情報保護条例及び泉佐野市個人情報保護条例に基づき、学校から保健所に提供することがございますので、ご了承くださいませ。

【 風評被害が生じないように 】

- ① 誰にも感染症に罹患する可能性があります。臨時休業の際、風評等により、罹患した人及び濃厚接触者、接触者等の人権が侵害されることのないように、くれぐれもご配慮をお願いします。
- ② 新型コロナウイルス感染に対する不安やおそれを払拭し感染拡大を防止するためには、プライバシーに最大限配慮したうえで感染に係る情報を提供する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

○ 平時の感染症対応について

これまで同様に健康状態の確認を行っていただき、いつもと違う状態や症状を確認された場合は、かかりつけ医や以下の相談センター等へご連絡、ご相談いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症り患の疑いが生じた場合は、学校へもご連絡ください。

【府民向け相談窓口】 ※ 午前9時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日も対応）

専用電話 06-6944-8197 FAX 06-6944-7579

【新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）】 ※ 土日祝を含めた終日連絡が可能

電話 06-7166-9911 FAX 06-6944-7579